

令和2年 教育委員会第13回定例会 会議録

日時 令和2年7月31日（金）

午後1時30分～午後2時04分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども施設課】

(1) 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

【指導課】

(1) 令和3年度使用 中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択【秘密会】

(2) 令和3年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】

(3) 令和3年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

第 2 報告

【子育て推進課】

(1) ひとり親世帯臨時特別給付金について

【児童・家庭支援センター】

(1) （仮称）外神田一丁目公共施設における私立学童クラブの開設について

【学務課】

(1) 令和3年度 中学校入学者対象学校選択制度における「受入可能人数」及び「学校選択基準人数」の設定について

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（8月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫

子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田 教育長	<p>それでは、定刻でございます。</p> <p>長丁場に本日はなりそうでございますが、ひとつよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、まず、定例会開催に先立ちまして、本日、傍聴の方から傍聴申請があった際には、傍聴を許可するというをご承知おきいただきたいと思います。</p> <p>ただいまから令和2年教育委員会第13回の定例会を開会いたします。</p> <p>本日、教育委員の出席は全員でございます。</p> <p>今回の署名委員は、俣野委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
俣野 委員	はい。

### ◎日程第1 協議

#### 子ども施設

- (1) 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

#### 指導課

- (1) 令和3年度使用 中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択【秘密会】
- (2) 令和3年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】
- (3) 令和3年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

坂田 教育長	それでは、早速、本日の議事日程をご覧いただきたいと思います。
--------	--------------------------------

協議事項の指導課に関わる（１）から（３）でございますが、こちらは教科用図書の選定ということでございます。この教科用図書につきましては、意思形成の過程でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、秘密会とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。賛否を採りたいと思っております。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長

はい。ありがとうございます。それでは、秘密会という取扱いにさせていただきます。

それでは、日程どおりに参ります。

第１、協議事項です。子ども施設課からの提案でございます。

千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則ということでございます。

それでは、説明をお願いいたします。

子ども施設課長

千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

改正の理由ですが、メレーズ軽井沢の賄料を改めるということでございます。

新旧対照表のほうは、後ほど別添の参考資料のほうでご説明を申し上げます。

３番の施行期日でございますが、令和３年の１月４日から、年末年始の料金の終了後からということで考えております。

別紙のほうをご覧ください。参考資料のほうなのでございますが、メレーズ軽井沢の食事料金の改定についてということでございます。

メレーズ軽井沢の食事料金は、平成１０年から２２年間改定をしていないという状況でございます。この間の消費者物価指数などの関係から、料金を改定したいということでございます。

現行の料金ですが、朝・夕食で、大人の通常期が２,３００円、改定後に関しましては、２,４００円というふうに改定したいということでございます。年末年始に関しましては、大人が４,０００円ですが、４,２００円の改定ということで考えております。

改定日は、先ほど申し上げましたが、令和３年の１月４日からということで考えております。

周知の方法に関しましては、広報紙とホームページということで考えております。

利用申し込みが、３か月前から利用の申し込みができるという状況になっておりますので、１月４日の申し込みでございますと、１０月４日から申し込みの開始ということになります。

４点目ですが、こちら、教育委員会規則のほうの改定が必要になるということから、本日、協議ということでご提案を申し上げます。

参考の表ですけれども、表の1のほうが消費者物価指数の表になってございます。平成10年と平成30年の表になっているのですが、こちら8品目ございますけれども、平均で4.7%の増減値ということになっています。

これを、表2のほうで現行の料金と勘案いたしまして、切上げ、切捨てでございますが、新料金のほう、2,400円、1,900円、4,200円、3,100円という形で、新料金のほうを設定いたしました。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、少年自然の家の中のメレーズ軽井沢ですね、そこの賄料を引き上げますということです。長期間にわたって据え置いてきた金額でございますが、今般それを見直すということです。何かご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

## ◎日程第2 報告

### 子育て推進課

#### (1) ひとり親世帯臨時特別給付金について

### 児童・家庭支援センター

#### (1) (仮称) 外神田一丁目公共施設における私立学童クラブの開設について

### 学務課

#### (1) 令和3年度 中学校入学者対象学校選択制度における「受入可能人数」及び「学校選択基準人数」の設定について

坂田教育長

続きまして、報告案件に参ります。

まずは、子育て推進課から、ひとり親世帯臨時特別給付金についてということでございます。説明をお願いいたします。

担当課長。

子育て推進課長

はい。それでは、お手元の資料をご覧ください。ひとり親世帯臨時特別給付金についてご説明いたします。

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時の給付金、一時金を給付する事業でございます。国の補正予算を受け、10分の10の国庫補助事業でございます。

対象者でございますが、2番のところをご覧ください。基本給付は、①として、今既に児童扶養手当を受けていらっしゃる方と、②で年金を受けていることで児童扶養手当の資格は持っているけれども、実際に児童扶養手当を受給されていない方と、③として今般ひとり親の家庭で、所得の関係でこれまでは児童扶養手当の支給対象者とはなっていない方のうち、家計が急変し

たということで、児童扶養手当並みの収入に現在なっている方が対象となります。

それぞれの見込み数は、そこに記載のとおりでございます。

そして、そのうちの、①と②の方については、③の方と同じように、収入は大きく減少しているという申出があれば、さらに追加給付の対象となります。

今申しあげました基本給付と追加給付、それぞれの額ですが、それが3番の(2)のところに書いてございます。基本給付は1世帯5万円で、2人目以降は3万円をさらに追加する形となります。追加給付につきましては、1世帯5万円という形、という金額となりまして、今般のこの事業にかかる総予算につきましては、(1)のところにありますとおり、3,734万5,000円となります。

今申しあげた内容につきまして、図にしたものが右下の5番のところとなります。この事業のところ、ポイントといたしましては、先ほど申しあげた①の児童扶養手当を既に受給している方につきましては、既に対象者がはっきりこちらで把握しておりますので、こちらにつきましては、ご案内を送付いたしまして、そのご案内をもって、手続としては終了となります。改めて申請というものは不要です。

児童扶養手当受給者の方につきましては、基本給付はそのような形なのですけれども、追加の給付、先ほど申しあげました、収入が大きく減ったということで、さらに追加の5万円を、給付を受け取る場合には、ここにつきましては申請が必要になります。

公的年金受給者の方につきましては、基本給付と追加給付、両方ともに申請が必要となります。そして、家計急変者の方も申請が必要になります。

最後にスケジュールでございますが、想定しているスケジュールとしては、右上の4番のところに記載しております。

先ほど申しあげました申請不要の①の方の基本給付につきましては、今日手紙を既に送付いたしておりまして、8月28日の日の振込を予定しております。

それ以外の申請が必要な給付につきましては、申請を頂いてからおおむね3週間程度の審査を見込んでおりまして、審査をして認められる方につきましては、その審査結果をお知らせいたします。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。コロナにかかる特別給付金制度、これは国の制度ですね。

子育て推進課長

はい。

坂田教育長

ということでございますが、ご意見、ご質問がございましたら。

金丸委員。

金丸委員

まず、児童扶養手当受給者について、令和2年度6月分となっていて、これからやるとなると7月分のほうが何か素直に思いますが、これは国がこの

給付を決定したのが6月だから、6月分になったと理解してよろしいですね。

坂田教育長

担当課長。

子育て推進課長

はい。委員のご意見、ご指摘のとおりでございます。

金丸委員

さらに、よろしいでしょうか。

坂田教育長

どうぞ。

金丸委員

この事業の全体像の、公的年金受給者とそれから家計急変者の申請の内容が、これで正しいのだろうかというふうに思うのですけれども、公的年金受給者で、かつ児童扶養手当不受給の人というのは、児童手当受給者と同じように、区のほうで、その家庭を把握されているのではないかというふうに思われるのですが、ここで、基本給付の申請ではなくて追加給付の申請と書いてあるところを見ると、基本給付については、そのまま上の、児童扶養手当受給者と同じようにそのまま処理をされて、そして、追加給付の申請をすべきときにはしなさいということなのではないかというのが第1点です。

第2点は、家計急変者は、先ほどの説明からすると、基本給付の申請も必要なわけですけれども、さらに追加給付の申請もできるようなご説明を受けたように思うものですから。そうすると、このところは、二重の意味があると理解しなければいけないのではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

坂田教育長

担当課長。

子育て推進課長

まず2つ目のほうですけれども、児童扶養手当を既に支給している方の、基本給付のみが申請不要になります。それ以外の児童扶養手当受給者の方の追加給付、公的年金受給者の方は基本給付と追加給付とも。それで、家計急変者の方は基本給付だけしか受けられませんが、申請が必要になります。

そして、最初のほうですけれども、児童扶養手当の受給資格は持っているけれども公的年金を受けている方につきましては、どうしても、ほかの自治体から入ってきたりしている方で、そこがはっきりしない方等々がいる場合がございますので、公的年金を受けている方は児童扶養手当がもらえないということをご自分で把握されているので、このような形で申請が必要という形になります。

坂田教育長

はい。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この件の報告は以上とさせていただきます。

続きまして、児童・家庭支援センターから、(仮称)外神田一丁目公共施設における私立学童クラブの開設についてということでございます。

所長。よろしく申し上げます。

児童・家庭支援センター所長

はい。それでは、お手元の教育委員会資料によりまして、(仮称)外神田一丁目公共施設における私立学童クラブの開設についてご報告をいたします。

まず、1、施設の概要でございますが、施設の所在地、千代田区外神田一丁目1番13号。こちらは、(仮称)外神田一丁目公共施設といたしまして、現在建設中でございますが、この施設の1階から3階まで、そして7階、8階、こちらは万世橋出張所及びその区民館として開設をされます。この施設の4階部分、ワンフロアにつきまして、私立学童クラブとして活用するものでございます。

フロア面積、4階、401.43平米。専有面積197.01平米。こちらにつきましては、私立学童クラブ、定員40名の規模で活用を考えております。

次に、2、施設の貸付の詳細でございますが、まず、貸付の相手方につきましては、公募により運営事業者を決定いたしまして、相手方といたします。

次に、貸付料につきましては、学童クラブの運営上、収益性が低いこともございまして、100%減免により無償といたします。

次に、貸付期間は、学童クラブの安定的な運営を図る趣旨から、令和3年2月1日から令和13年3月31日までの約10年間といたします。

次に、契約形態でございますが、無償貸付であることと、契約期間満了時点で確定的に契約が終了する定期建物使用貸借契約といたします。

最後に、3、開設スケジュールでございます。本年8月から11月までに運営事業者の選定を行いまして、12月に施設が竣工いたします。そして、来年1月に学童クラブの入会の受付を行いまして、2月から開設準備を経まして、4月にオープンをいたしまして、事業開始を予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

外神田一丁目の公共施設、これは万世橋の新しい出張所と、そして社会福祉協議会の一部と、それと観光協会の機能と、そしてこの、私どもの学童クラブという複合施設を、今、建設中でございます。

保育需要もそうですけれども、学童クラブ需要も高まる一方だということで、新設をしていきたいということでございます。

何かご意見、ご質問がございましたら。

金丸委員。

金丸委員

この貸付期間なのですけれども、令和3年2月1日からというのは、要するに準備期間があるから2月から。それで、実際には4月から事業が始まる。

それと全く正反対で、終わる期間というのは、3月ではなくて例えば4月末ぐらいにしておかないと、中の、その事業者がつけたものや何かの撤去や何かの作業を考えて、これで大丈夫なんでしょうか。というのは、これでもしやるとすれば、3月の初めぐらいに学童クラブが終了するという前提で計画を立てられているのかどうかという、そういう趣旨なのですが。

坂田教育長

はい。

児童・家庭支援センター所長 まず、契約の始期につきましては、ただいまご指摘のとおり、いわゆる開設準備のしつらえといたしますか、そういったものを想定いたしまして、2月から準備の期間と見込んで、このような契約の設定、想定をしております。

また、終期でございますが、こちらにつきましては、確かに、いわゆる撤去といたしますか、そういった期間も織り込む必要があるというふうに認識をしております。ただ、もし仮に、運営事業者がチェンジをするといいますか、新たな運営事業者になる場合には、そこはまた、いわゆる施設の引き継ぎをする必要がありますので、諸々そういったことも織り込んで、このような期間設定をさせていただきたいというふうに考えております。

坂田教育長 はい。ということでございます。

俣野委員 俣野委員。

俣野委員 今回の貸付期間の、約10年間ということですが、これは、ほかの施設も大体10年間ということでやっているわけなのですか。ちょっと長いような感じもしないでもないのですけれども、途中で見直しとかそういったものはないのですか。

坂田教育長 所長。

児童・家庭支援センター所長 はい。既にもう開設をして運営しております既存の私立学童も、ほぼこの10年スパンで運営を委ねているという状況でございます。したがって、基本、このくらいのスパンで安定的な運営を図っていただきたいという、そういう趣旨でございます。

ただ、万々が一、その運営事業者側に何か問題があって、やはり学童クラブの運営にはそぐわないといったような自体が万が一発生した場合には、その場合には契約の見直しといたしますか、そういったような形でこの期間を短縮するというのも、それはあるというふうに思います。

俣野委員 それは契約書の中にうたってあるわけですね。何かあった場合に、期間の途中でも解除できるという。

坂田教育長 はい。

児童・家庭支援センター所長 契約書のいわゆるリーガルチェックといたしますか、そういったものは、ただいま委員ご指摘の点も踏まえまして、契約のひな型の文言のほうには織り込んでいるというふうに認識をしております。

俣野委員 ありがとうございます。

坂田教育長 はい。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、この件についての報告は以上とさせていただきます。

続きまして、学務課からの報告です。令和3年度中学校入学者対象学校選択制度における「受入可能人数」及び「学校選択基準人数」の設定についてということです。

それでは、報告をお願いいたします。

学務課長 それでは、教育委員会資料に基づきまして、令和3年度中学校入学者対象

学校選択制度における「受入可能人数」及び「学校選択基準人数」の設定につきましてご説明いたします。

中学校の学校選択制度につきましては、今年の3月13日の教育委員会におきましてご説明しておりますが、令和3年度以降の入学者から各中学校の選択希望者が学校選択基準人数を超えた場合には、優先区域を設けた上で学校選択制度の調整を行う場合があることから、本日、その人数についてご報告するものでございます。

まず、2番目の「受入可能人数」でございますが、東京都が定める標準的なクラスあたりの人数（40人）に、各学校の現在の施設の余裕状況等から算定した人数となります。なお、括弧書きでは、受入可能学級数として、それぞれ4クラスから5クラスということで記載しております。

なお、両校ともこれを超えた場合には、特別教室から普通教室への用途変更、あるいは校庭への増築等、施設改修工事が必要となると考えております。

次に、学校選択基準人数でございますが、区の令和2年度6年生の児童数、おおむね500人でございますが、九段中等教育学校等への進学者等を考慮し、設定した人数となります。これを超えた場合に調整を実施する場合があります。

なお、調整を行う場合には、中学校個々に優先的に入学できる優先区域を設けた上で実施いたします。優先区域につきましては、麴町地区と神田地区の2つの区域としまして、麴町地区は麴町中学校、神田地区につきましては神田一橋中学校の優先区域となります。

またスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

資料の裏面でございますが、参考といたしまして、過去10年間の学校選択の状況と、あと入学状況、あと（3）として、各学校の今年度の各学年の学級数を記載しております。

また、別添でございますが、これにつきましては、来週、保護者宛てに送付する予定の学校選択のご案内となっております。

また学校選択のパンフレットの2ページ目、今、資料でご説明いたしました内容として、教育委員会としては学校選択の趣旨を尊重したいと考えておりますが、近年の生徒数の増加や選択校の偏りにより、学級編制に支障を来し、子どもたちの教育環境が損なわれる場合もございますという記載、及び受入可能人数等につきまして記載させていただいております。

また、人数につきましては、各中学校の校長先生にもご相談させていただいております。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。これは前回もちょっとご議論いただいたところでございます。

これは議会には報告済みですか。

学務課長

7月22日の常任委員会に、この同じ資料としてご報告させていただいてお

ります。また、本日以降、ホームページ等で、この内容につきましても公表するということを考えております。

坂田教育長 はい。という段取りは踏んできておるということでございます。

この内容で行きたいというふうに思っておりますが、何かお気づきの点がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 これはこれで何の問題ないのですが、実際に学校選択基準人数、令和2年のものを見ると大丈夫そうに見えますけれども、仮に250人を超えたときに、例えば251人の1人から上という考え方と、それから受入可能人数である160人を超えたものについてという考え方がありますけれども、その辺の方針を決めておく必要があるかなというふうな感じを受けました。

学務課長 それにつきましては、学校選択基準人数、こちらがあくまでも調整を行う場合の人数ということで考えております。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、このような形で発信をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項は以上でございます。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(8月5日号)掲載事項

坂田教育長 第3、その他事項に参ります。

子ども総務課からの情報提供でございます。お願いいたします。

子ども総務課長 子ども総務課でございます。まず1点目、教育委員会行事予定表でございます。

児童館等では、密を避けるような形でイベント等行われているところでございます。

続きまして、2つ目、広報千代田8月5日号の広報原稿一覧でございます。こちらのほうにつきましては、10個ほど載せさせていただいているところです。

2つ目の、子育て推進課が先ほど報告したひとり親世帯の臨時特別給付金の支給について。そのほかは、文化スポーツ関係のイベント等のご案内がございます。後ほどご確認ください。

それと、前回の教育委員会の資料で、今日おつけはしていないのですが、7月20日号の広報原稿一覧の中で、一部、その直後に中止になった行事があり、そこのご案内が漏れてございました。7月20日号広報原稿一覧の10番目

に、生涯学習・スポーツ課のほうで、区民スポーツ大会ファミリーバレーボール大会の開催についてというところで、開催するというようなご案内になってございましたが、直後、こちらのほうは中止というところで、広報のほうは中止となってございます。すみません、口頭で説明させていただきました。

以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。ということで、まだまださっぱりした状況でございますけれども、体育大会も中止ということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、教育委員さんからの情報提供はございますか。

(な し)

坂田教育長

はい。

それでは、休憩します。